

指定難病医療費助成制度における医療受給者証のサイズの検討について

都における指定難病の医療受給者証について

<概要>

都は、指定難病の患者に対し、指定医療機関が行う医療（特定医療）に要した費用の一部を支給しており、患者が指定医療機関で提示する「特定医療費（指定難病）受給者証」（以下「受給者証」）を交付している。受給者証には、指定医療機関名や所得区分ごとに設けられた負担上限月額等が記載されている。

また、毎月の医療費を管理するため、患者が各指定医療機関で提示し、医療費を記載してもらうための「自己負担上限額管理票」（以下「管理票」）を配布している。

根拠法令等：難病の患者に対する医療等に関する法律
特定医療費支給認定実施要綱

<現行の受給者証>

<現行の管理票>

課題

- ・難病法が5年後の見直しの時期（H27.1.1施行）
- ・持ち運びやすいよう受給者証のサイズを小さくし管理票を付随させるよう要望あり
- 他県では様々な運用があるが、都内の患者のニーズや指定医療機関の意向は不明であり、まずはその把握が必要

指定難病患者・指定医療機関アンケート調査の実施（予定）

<目的>

医療受給者証及び自己負担上限額管理票について、現行のサイズ等についての満足度や今後の要望を把握する。

<対象>

(1) 患者アンケート調査

指定難病患者（参考91,634名（H30.12末））のうち、令和2年7月～9月頃に医療受給者証（更新）を送付する者または更新のお知らせを送付する者のうち、約9,200件（対象者の10%程度）

(2) 指定医療機関アンケート調査

指定医療機関（参考13,698機関（H31.3.15））のうち、令和2年10月頃に指定医療機関の更新指定通知を送付する機関のうち、約1400件（対象の10%程度）

<方法>

都からの発送物に、説明文と調査票を同封。患者はハガキ投函、医療機関はFAXで回答する。

<調査内容>

- (1) 患者用 属性（年代、性別、疾病名）
受給者証の満足度、サイズへの要望
管理票のサイズ、受給者証と付随してほしいか 等
- (2) 医療機関用 受給者証・管理票のサイズ、
管理票を付随しても良いか等

<スケジュール（予定）>

R2年 7～9月	患者アンケート調査
10～12月	医療機関アンケート調査
1～3月	集計（委託）、報告受理